

学用品費、修学旅行費等の援助のお知らせ (私立学校被災生徒等臨時支援金)

東京都では、令和元年度も引き続き、東日本大震災又は大規模災害（※）により被災し、東京都内の私立学校に転入学された園児、児童、生徒の保護者の方に対して、学用品費や修学旅行費などの学校教育に必要な経費の一部を援助することにより、経済的な負担を軽減し、お子様の就学を支援します。

（※）平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震をいう。

なお、新たに大規模災害と認められる災害が発生した場合には、これを対象に含める。

大規模災害とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。に基づき、激甚災害（本激）に指定された災害（地震は最大震度が7であるものに限る。）のうち、文部科学大臣が支援を行うことが必要と認める災害をいう。

1 援助の対象者と金額は？

■ 支援金の支給対象者

対象者は、生徒の保護者（※1）で以下の（１）～（４）の全ての条件に該当する方です。

- （１）保護者（申請者）と生徒が、東日本大震災又は大規模災害の発災時に被災地に居住していたこと。
ただし、平成23年4月2日以降に出生した生徒については、保護者が発災時に被災地に居住していたこと。
- （２）保護者と生徒が、被災によりやむをえず被災地から避難して都内に居住しており、現在においても経済的な理由で生徒の就学が困難な状況にあること。
ただし、避難先に定住をした、又はすることの意思確認がなされた場合には、本支援金の対象とはならない。
- （３）都内にある、次の①～⑥の私立学校に在学（※2）する生徒の保護者であること。
① 私立幼稚園 ② 私立小学校 ③ 私立中学校 ④ 私立高等学校
⑤ 私立専修学校（高等課程） ⑥ 幼保連携型認定こども園（1号認定のみ）
- （４）他から同種の就学援助を受けていないこと。

※1 保護者とは、親権者を指しますが、親権者がいない場合は、生徒の生計維持者としてします。

※2 正規の入学手続によらない、事実上の就学についても、「在学」として取り扱います。

■ 支援金の額

生徒の在学する学校	生徒 1 人 あ た り の 支 援 金 額	
	定 額	実 費 額
私立幼稚園 幼保連携型認定こども園	学用品費等 月額 2,530円	—
私立小学校	学用品費等 月額 4,050円	修学旅行費等 限度額 70,300円
私立中学校	学用品費等 月額 3,790円	修学旅行費・クラブ活動費等 限度額 125,100円
私立高等学校 私立専修学校(高等課程)	学用品費等 月額 3,710円	修学旅行費・クラブ活動費等 限度額 132,100円

※定額（月額）は、在学する期間に応じて支給します。

※実費額は、学校長が確認した実績額（事業終了後の確定額）に基づいて支給します。

※実費額の限度額は、学年によって異なります。詳しくは、次ページをご覧ください。

<実費額の限度額>

○私立小学校

対象経費	学年	限度額
修学旅行・遠足・見学費	第6学年	70,300円
遠足・見学費	第1～5学年	29,200円

○私立中学校

対象経費	学年	限度額
修学旅行・遠足・見学費	第3学年	75,200円
遠足・見学費	第1～2学年	48,200円
クラブ活動費等（教科外活動費）	全学年	49,900円

○私立高等学校、私立専修学校（高等課程）

対象経費	学年	限度額
修学旅行・遠足・見学費	第2学年	91,100円
遠足・見学費	第1,3学年	33,000円
クラブ活動費等（教科外活動費）	全学年	41,000円

※実費額は、限度額の範囲内で、学校長の確認が得られた実績額（確定額）になります。

修学旅行等が実施される前にあらかじめ支援金を受け取ることはできません。

修学旅行の実施学年が表の学年と異なる場合は、ご相談ください。

<支援金の使途>

支援金は、以下のように使途（対象経費）が限定されています。

○支援金の対象経費

学用品費等の定額	教科書費・教科書以外の図書費	授業で使う教科書（高校、専修学校のみ）及び各教科などの授業（幼稚園の場合、保育上使用）のために、先生の指示などにより購入する必須図書等の購入費
	学用品・実験実習材料費	学校の各教科などの授業に必要な文房具類、体育用品、楽器、製図・技術用具、裁縫用具等の購入費及び調理用の材料購入費
	その他の学校教育費	他の項目に属さない経費で、学校の徽章・バッジ、上ばき、卒業記念写真・アルバム、幼稚園で着用する遊び着（スモック）及び高校の実習作業衣などの購入費
実費額	修学旅行・遠足・見学費	修学旅行・遠足・見学を行うために学校が生徒から一律に徴収する経費
	クラブ活動費等（教科外活動費）	クラブ活動で使用する用具（野球グラブ・テニスラケット・ユニフォームなど）、学芸会などで使用する物品、芸術鑑賞会入場券などの購入費

■ 支援金の受取り時期と申請手続き

◎ 支援金は、年3回に分けて支給されます。

① 4月～7月分の支援金 → 8月下旬振込（予定） ② 8月～11月分の支援金 → 12月下旬振込

③ 12月～3月分の支援金 → 4月上旬振込（予定）

◎ 支援金の支給対象となる方は、以下の手続きによりお申し込みください。

＜申請期間＞	第1回 令和元年7月8日（月）～ 7月31日（水） 第2回 令和元年10月15日（火）～11月15日（金） 第3回 令和2年1月1日（水）～1月31日（金）
＜申請方法＞	必要書類を封筒に入れ、東京都に郵送してください。（期限内必着）
＜送付先＞	〒163-8001 東京都生活文化局私学部私学振興課 保護者負担軽減担当 臨時支援金担当者 行 ※ 必ず郵便局窓口にて「特定記録郵便」でお出しください。 ※ 封筒に都庁の所在地は記載不要です。
＜必要書類＞	1 私立学校被災生徒等臨時支援金交付申請書 2 支払金口座情報登録依頼書 ※口座確認のため、金融機関名・口座番号がわかるように通帳等の写しを添付してください。 3 生徒及び保護者の①発災時の被災地居住と②現在の都内居住を証する書類（写しの提出で可） 例： ・罹災証明書や被災証明書の写し ・被災地や都内住所の住民票の写し ・被災地の住所の記載のある運転免許証や健康保険証の写し 4 区市町村の交付する支給認定書の写し（幼保連携型認定こども園の生徒のみ） 5 避難先へ定住意思がないことの確認書

■ 実費額支援金の加算手続き

◎ 実費額の支援金を請求する場合は、後日配付する所定の様式に実費額を記入し、在学
校で確認を受け、在学を經由して東京都に提出してください。適正な内容と認めら
れれば、定額（月額）分の支援金に実費分を加算して振り込みます。

実費額加算手続きの流れ

月	保護者	学 校	東京都
8	実費額支援金実績表提出 4-7月分を学校経由で提出	4-7月分実績を確認	4月-7月分の支援金支給 (8月下旬に口座振込)
11	実費額支援金実績表提出 8-11月分を学校経由で提出	8-11月分実績を確認	8月-11月分の支援金支給 (12月下旬に口座振込)
12			
3	実費額支援金実績表提出 12-3月分を学校経由で提出	12-3月分実績を確認	12月-3月分の支援金支給 (4月上旬に口座振込)
4			

- Q1. 平成30年度も支援金をもらっていますが、住所等を確認する書類を再度提出する必要はありますか？
A1. あります。ただし、変更がなければ平成30年度の書類の写しでかまいません。
- Q2. 5月に都内の私立中学校に転校したのですが、7月に申し込んでも5月分から支援金が支給されるのですか？
A2. 7月末までの申込みについては、転入学した時点から支給します。
また、8月以降の申込みについても、やむを得ない理由がある場合に限り、さかのぼって支給します。ただし、12月の支給となりますのでご承知おきください。
- Q3. 被災地に戻れる状況になれば、すぐに自宅に帰りたいので、正式に入学はしていないのですが、他の生徒と全く同じ授業を受けています。この場合でも支援金は支給されますか？
A3. 学校に学籍がなくとも、事実上就学していることが確認できれば、支援金を支給します。
申請書の提出があった方については、東京都が在学の確認を行います。
- Q4. 避難した時は公立の中学校に転入しましたが、今年から都内の私立高校へ進学しました。この場合も、対象となりますか？
A4. 支援金の申請時に都内の私立学校に通っている方が対象となりますので、申請していただけます。
- Q5. 来年進級すると、修学旅行があり、そのための積立金が必要なのですが、支援金の実費額を請求することはできますか？
A5. 実費額は、その行事が終わって支援金額が確定してから請求できるものなので、積立金に使用することはできません。
- Q6. 併せて受けることができない「他の同種の就学援助」とは、どのようなものですか？
A6. 生徒又は保護者を対象として、お住まい(被災地を含む)の区市町村等が実施する学用品等の給付型(現物給付を含む。)の奨学金等の制度を指します。貸与型の奨学金は制限されません。
- Q7. 来年、3年生になるのですが、来年もこの臨時支援金は支給されるのですか？
A7. 私立学校被災生徒等臨時支援金は、大地震の発生に伴う被災者への緊急支援として、特別に実施したものです。来年度につきましては本年度末にあらためてお問い合わせください。

■ ご理解をいただきたいこと

申請書類等に添付資料の不足や押印漏れなどの不備がありますと、締切期限内に送付していただいても、当初予定の支援金交付時期に処理が間に合わない場合があります。
つきましては、申請書類に不足等がないか、事前に十分確認をいただき、締切に関わらず早めに申請いただきますようお願いいたします。

■ 提出された個人情報の取扱いについて

この支援金事業において東京都が収集する、生徒や保護者等の個人情報については、私立学校被災生徒等臨時支援金の支給に関する業務以外の目的で使用することはありません。

☆切り取って「宛名ラベル」として、封筒に貼ってください。

(キリトリ線)

〒163-8001

東京都生活文化局私学部私学振興課
保護者負担軽減担当 臨時支援金担当者
行

(キリトリ線)

<問合せ先>

東京都生活文化局私学部私学振興課
電話：03-5320-7708

 **東京都** R01.7